

建築確認申請等事前審査制度の運用

奈良県特定行政庁連絡協議会

(趣旨)

第1条 本制度は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の3（平成19年6月20日施行）の規定により定められた「確認審査等に関する指針」（以下「指針」という。）による確認及び計画通知の審査を円滑に施行するために実施する建築確認申請等の事前審査（以下「事前審査」という。）の運用について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 本制度の適用範囲は、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の確認済証の交付を受けようとする建築物又は工作物（奈良県内において建築又は築造するものに限る。）に適用する。

(事前審査の手続等)

第3条 事前審査を受けようとする者は、別に定める「建築確認（計画通知）事前審査願書」（以下「願書」という。）に、建築確認申請書又は計画通知書（以下「建築確認申請書等」という。）及びその他の必要書類を添えて、建築主事等に提出するものとする。ただし、確認申請又は計画通知を行おうとする者が事前審査を必要としない場合は、この限りではない。

(事前審査の内容)

第4条 建築主事等は、意匠、構造及び建築設備に関する事項について、指針に基づき審査するものとする。ただし、構造計算適合性判定及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に定める建築基準関係規定に係る部分は除くものとする。

(事前審査の目標処理期間)

第5条 建築主事等は、願書受付後、建築基準法第6条第1項第1号から第2号までに該当する建築物又は当該規定が準用される工作物については概ね21日、同項第3号に該当する建築物又は当該規定が準用される工作物については概ね7日で事前審査を終了するよう努めるものとする。

(建築確認申請書等の作成及び提出)

第6条 事前審査を経て確認申請又は計画通知を行おうとする者は、事前審査の結果を総合的に判断し、自らの責任において、指針に適合するよう建築確認申請書等を作成の上、事前審査を受けた建築主事等に提出するものとする。

(特定行政庁又は指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）の取扱い)

第7条 本制度に定めのない事項等については、特定行政庁等が事前審査に関する取扱いを別に定めるときは、当該取扱いを適用するものとする。

附 則（平成19年6月18日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成19年12月19日（法施行日から6月）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成19年12月5日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成20年6月19日（法施行日から1年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成20年6月5日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成21年6月19日（法施行日から2年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成21年6月9日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成22年6月19日（法施行日から3ヶ年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成22年6月15日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成23年6月19日（法施行日から4年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成23年6月15日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成24年6月19日（法施行日から5年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成24年6月15日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成25年6月19日（法施行日から6年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成25年6月15日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成26年6月19日（法施行日から7年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成26年5月30日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成27年6月19日（法施行日から8年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成27年5月29日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成28年6月19日（法施行日から9年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成28年5月24日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成29年6月19日（法施行日から10年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成29年5月30日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成30年6月19日（法施行日から11年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（平成30年5月17日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から平成31年6月19日（法施行日から12年）までの間に願書を

提出するものについて適用する。

附 則（令和元年5月15日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から令和2年6月19日（法施行日から13年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（令和2年5月29日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から令和3年6月19日（法施行日から14年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（令和3年5月28日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から令和4年6月19日（法施行日から15年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

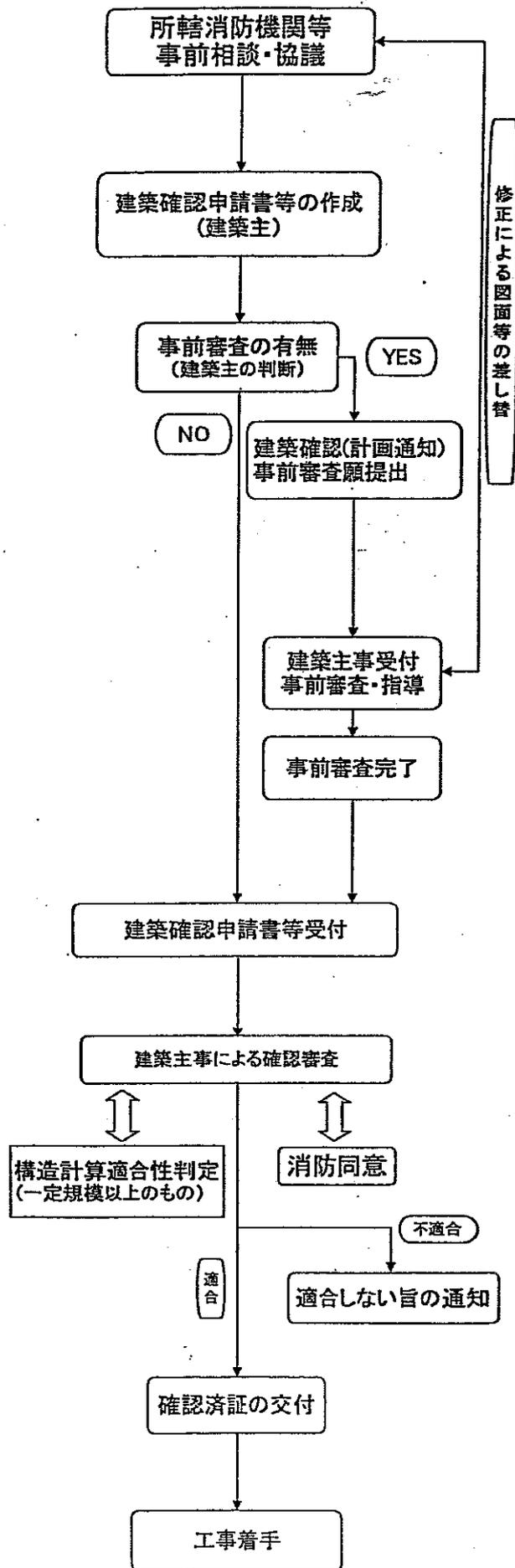
附 則（令和4年5月25日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から令和7年6月19日（法施行日から18年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則（令和7年6月7日から適用）

この運用は、平成19年6月18日から令和12年6月19日（法施行日から23年）までの間に願書を提出するものについて適用する。

奈良市・橿原市・生駒市建築確認申請等事前審査制度の事務処理フロー



事務処理等留意事項

【建築主等】
 ○ 確認申請書(計画通知書)の正本1通、副本1通(構造判定が必要な場合は2通)、所轄消防機関用図書を作成して下さい。
 ※ 所轄消防機関における控えの要否については、各所轄消防へお問い合わせ下さい。

【建築主等】
 ○ 建築確認(計画通知)事前審査願書を作成して下さい。(添付書類)・確認申請書(計画通知書)一式
【注意事項】
 ○ 事前審査願を提出する前に管轄消防署との相談・協議を済ませておいて下さい。

【建築主事】
 ○ 願書第1面の建築主事等処理欄に事前審査受付日を記載します。
 ○ 「確認審査等に関する指針」に基づき審査を実施します。
 ○ 事前審査の結果、修正等がある場合は、図書等の差し替えで対応していただきます。
 ○ 事前審査が完了したときは、願書の建築主事等処理欄に事前審査完了日を記載します。なお、修正等のため願出者から確認申請書(計画通知書)の返却を求められた場合は、確認申請書(計画通知書)の正本又は副本いずれか1通の図書全てに「事前審査之印」を押印し返却します。

【確認申請(計画通知)受付時】
 ○ 申請書を受け、申請手数料(構造判定が必要な場合は判定料含む。)を徴収します。
 ○ 事前審査に提出した申請書をそのまま受付することとなります。この場合は確認審査を簡略化するよう努めます。
 ○ 確認申請(計画通知)受付後、建築主事は審査すべき事項に不明な点が認められ、かつ建築基準関係規定に適合しているかどうか決定できない場合に追加書類を求めることがあります。この場合、所轄消防機関を経由するよう指示することがあります。